

## 一般事業主行動計画

平成 27 年 3 月 30 日

学校法人 柴田学園

柴田学園は、教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場づくりに取り組むため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標：計画期間中に女性教職員の育児休業の取得率を 80%以上にする。

<対策>

- 平成 27 年 1 月～ 育児休業の取得状況について実態を把握  
学園内検討委員会で検討し、計画の決定
- 平成 27 年 6 月～ 教職員を対象とした説明会の実施（育児休業中の待遇及び復帰後の労働条件等について）
- 平成 28 年 1 月～ 行動計画の検証と検討
- 平成 28 年 3 月～ 平成 27 年度の実績を踏まえ、取得の促進に努める
- 平成 32 年 3 月～ 行動計画の達成